

耕作放棄地再生・利用 事例集



平成30年3月
関東農政局

目 次

I 再生・利用事例

1 地元農業者による取組

- 1) 農地所有適格法人（茨城県常陸大宮市 外）…………… 1
- 2) 農地所有適格法人（茨城県茨城町）…………… 2
- 3) 地域の担い手（栃木県宇都宮市）…………… 3
- 4) 農地所有適格法人（栃木県さくら市）…………… 4
- 5) 農事組合法人新里宮農組合（千葉県香取市）【再掲】…………… 5
- 6) 農事組合法人玉浅（山梨県北杜市）…………… 6
- 7) 株式会社川口建設（山梨県身延町）…………… 7
- 8) 有限会社信州うえだファーム（長野県上田市）…………… 8
- 9) 株式会社いくみ村（静岡県島田市）…………… 9

2 地域での取組

- 1) みどり市耕作放棄地対策検討会（群馬県みどり市）……………10
- 2) 羽生市（埼玉県羽生市）……………11
- 3) 公益社団法人皆野町シルバー人材センター（埼玉県皆野町）……………12
- 4) 茅ヶ崎市、茅ヶ崎市民ボランティア（神奈川県茅ヶ崎市）……………13
- 5) 明科地域の農業を守る会（長野県安曇野市）……………14

II 参考資料……………15

～飼料用作物の自給による経営の安定化に向けた荒廃農地の活用～

茨城県常陸大宮市 外

中間農業地域

取組主体：農地所有適格法人（認定農業者）

取組開始時期：平成23年度～

解消面積：8.11ha(平成29年3月時点)

導入作物：飼料用トウモロコシ

1. 取組のきっかけ・経緯

取組主体は、茨城県常陸大宮市に本社を置く農地所有適格法人で、自社農場で生まれた子牛を肥育農場で肉牛として出荷するまで育てる一貫生産を行っている。

平成21年度より経営規模の拡大を進めてきたが、平成22年度から配合飼料価格が著しく高騰してきたため、飼料の自給率を高める必要が生じた。

そこで、飼料用作物の作付地確保に向けて、荒廃農地の再生利用に取り組むこととなった。



2. 取組内容

上記の取組を行う中で、農業委員会と連携し作付地の検討を進めた結果、3市において荒廃農地(8.11ha)を確保し再生利用することとなった(常陸大宮市:0.38ha、常陸太田市:2.95ha、水戸市:4.78ha)。

農地の再生にあたっては耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、草刈り・抜根等の再生作業、土壌改良及び営農定着を行った。

再生後は、飼料用トウモロコシを作付けすることで飼料の自給確保が可能となり経営規模の拡大を進めることができた。

3. 今後の課題・予定など

現在の飼料作物の自給率は約10%(今後は20～30%を目標)であり、併せて自給堆肥の活用を図っている。

また、自給飼料の活用によって牛の嗜好性が向上し乳量の増加にも効果があった。

なお、飼料の自給を進める中で、飼料用作物の作付地確保が課題となっている。

荒廃農地の活用に関して、有害鳥獣対策や大型機械の搬入のための道路整備などの課題はあるものの、農業従事者の高齢化に伴う面的集積の協力が得やすいという点で、飼料用作物の作付地確保には有効である。

したがって、今後も補助事業等を活用し、荒廃農地の再生利用を進め、飼料用作物の作付地確保と経営の安定化を図っていく予定である。

4. 活用した補助事業等

(国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容：H23～28年度、8.11ha、再生作業、土壌改良、営農定着)



再生前



再生後

～荒廃農地の再生利用をきっかけとした経営規模の拡大～

茨城県茨城町

平地農業地域

取組主体: 農地所有適格法人(認定農業者)

取組開始時期: 平成28年1月～

解消面積: 5ha(平成29年6月時点)

導入作物: 小松菜

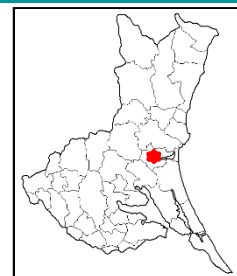
1. 取組のきっかけ・経緯

取組主体は、小松菜や水菜等の露地野菜を中心に農業経営を行っており、経営規模の拡大、かつ作業効率の向上を考え、まとまった農地を探していた。

しかし、周囲の農地は既に耕作されており、そうした農地の確保が難しい状況にあった。

こうした状況の中で、周囲の荒廃農地に着目し再生利用に取り組んだ結果、経営面積を約20haまで拡大することができた。

なお、そのうち荒廃農地を再生利用した面積は約5haである。



2. 取組内容

対象農地は草・立木・篠竹が繁茂している状態であったため、自己所有機械で再生作業及びビニールハウスの撤去を行った。

また、圃場の荒廃が著しく地力が落ちていたため、ソルゴー等の緑肥の作付けや堆肥散布を行い、作物の作付に向けて地力回復を図った。

なお、対象農地は農地中間管理事業を活用して、10年間の安定的な耕作期間を確保している。

3. 今後の課題・予定など

荒廃が進んだ農地は地力の低下が著しいことから今後も継続して土づくりに取り組む必要がある。

しかしながら、荒廃農地を活用したことにより集積・集約化がしやすくなったというメリットは大きい。

したがって、今後も荒廃農地の再生利用を行い、経営規模の拡大及び農地の集積・集約化を進めていく予定である。

4. 活用した補助事業等

(国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容: H27～28年度、1. 69ha、再生作業、農用地保全(ビニールハウス撤去)、土壌改良)

○ 農地中間管理事業(転貸面積: 13ha、うち荒廃農地解消: 2. 3ha)



再生前



再生後

～日照等の耕作条件に左右されない作物導入による経営規模の拡大～

栃木県宇都宮市

都市的地域

取組主体: 地域の担い手(個人)

取組開始時期: 平成28年度

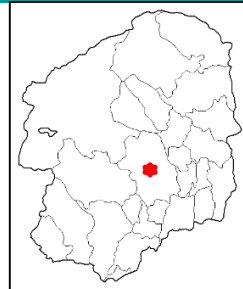
解消面積: 18.96ha(平成29年3月時点)

導入作物: シイタケ

1. 取組のきっかけ・経緯

当市は、肥沃な関東平野の北端に位置し、北部から東部にかけて鬼怒川が貫流し、様々な農産物の栽培に適した地域であるが、新里町甲地区は、圃場整備が実施された区域であるものの、高齢化等を理由に離農する農業者が増加し、荒廃農地の発生が問題となっていた。

一方、意欲ある地域の担い手は経営規模の拡大を検討しており、土地改良区役員の協力を受けて荒廃農地の再生利用に取り組んだことをきっかけとして、地域内における荒廃農地の再生利用の機運を高めた。



2. 取組内容

荒廃農地の再生に当たっては、補助事業(国:耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、県:遊休農地解消支援事業)を活用して、再生作業及びパイプハウスの整備を実施した。

また、土地改良区の役員が橋渡し役となって、取組主体と荒廃農地所有者や離農する農業者等との合意形成を推進した。

なお、日照条件が悪い等の耕作条件の理由から荒廃農地となったため、再生した農地は、日照等の耕作条件に左右されない作物(シイタケ)を栽培することで、農地としての有効活用及び経営規模の拡大を図った。

3. 今後の課題・予定など

今後も、荒廃農地の再生利用に係る各種交付金等を活用しながら、荒廃農地を農地として利活用を図る。

経営規模の拡大を検討する農業者に対しては、荒廃農地の解消と併せた規模拡大の取り組みを促していく。

4. 活用した補助事業等

(国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容: H28年度、18.96ha、再生作業及びパイプハウス整備)

(県)遊休農地解消支援事業(補助内容: H28年度、18.96ha、再生作業)



再生前



再生後

～資源作物栽培による荒廃農地の再生利用・発生抑制～

栃木県さくら市

平地農業地域

取組主体:農地所有適格法人

取組開始時期:平成26~28年度

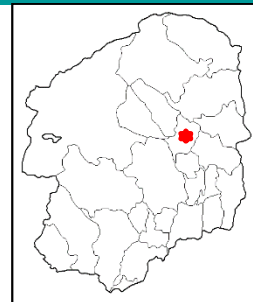
解消面積:5ha(平成29年3月時点)

導入作物:エリアンサス(資源作物)

1. 取組のきっかけ・経緯

当市は、関東平野の北端部でほぼ平坦な水田地帯であり、関東平野と那須野が原台地との間の数条の丘陵部を範囲とする地理的にまとまりのある地域であるが、那須烏山市との境に広がる丘陵地帯については、高低差のある地形、担い手不足や農地所有者の高齢化等により荒廃農地の増加が懸念されていた。

市内農地所有適格法人が、一度放棄された地力の低い土地でも、資源作物の栽培研究をはじめめるため、その作物を栽培する圃場(約5ha)を必要としていたことから、上記の地域の荒廃農地を解消して栽培することとなった。



2. 取組内容

導入作物はエリアンサス(資源作物)というススキ科の作物で、バイオマスボイラーなどの燃料の間伐材に代わる原料となる可能性を秘めており、大学の研究機関や民間のエネルギー関連企業も注目している。

また、通常の作物と違い、それほど肥培管理等に手間がかからず、病虫害や獣害被害を受けないことから、荒廃農地の解消・再生後の圃場においても、維持管理が継続できる。

更に、荒廃農地を所有する他の農業者が関心を持つようになった。

3. 今後の課題・予定など

現在、資源作物を活用する事業モデルを構築中であり、この事業サイクルが生まれれば、資源作物への需要が高まり、さらなる栽培面積が必要になると考えられる。

そのため、荒廃農地の解消経費を考慮し、農地の条件等が合致すれば、補助事業活用により荒廃農地を再生利用した栽培面積の拡大も可能であり、荒廃農地が発生する前にこのような作物栽培を推進することで、荒廃農地の発生抑制にもつながる可能性があると考えている。

4. 活用した補助事業等

(国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(補助内容: H26~28年度 5ha、再生作業)

(県)遊休農地解消支援事業(補助内容: H28年度、0.57ha、再生作業)



再生前



再生後

～ 美しい田園の復活と耕畜連携 ～

千葉県香取市

平地農業地域

平成26年度事例集掲載事例

取組主体：農事組合法人新里営農組合

取組開始時期：平成20年4月

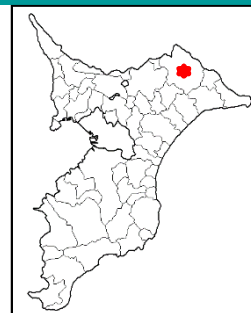
解消面積：7.8ha(平成29年3月時点)

導入作物：WCS用稲

1. 取組のきっかけ・経緯

香取市新里地区の水田は圃場規模の小さい谷津田が多く、耕作条件及び日照条件が悪いため、担い手不足や農業経営者の高齢化とあいまって、荒廃農地が増加し続け、農村環境保全上からも大きな問題となりつつあった。

そこで、地域内農業者と土地改良区が中心となり荒廃農地を解消・再生し、圃場の有効活用を進め、農村環境保全を図った。



2. 取組内容

(1) 活動開始時の取組内容

取組主体は、狭小で耕作条件の悪い谷津田を中心に再生利用に取り組んでいる。

まず、平成20～21年度に県単事業の「耕作放棄地リフレッシュ活用支援事業」を活用して、荒廃農地の解消を実施した。

解消農地は、集落内の畜産農家との耕畜連携によるWCS用稲栽培を実施した。

併せて、この活動の推進を目的とした集落営農組織である「農事組合法人新里営農組合」を平成21年1月に設立した。

(2) 現在の取組内容

WCS用稲を栽培する農地は、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業を利用し、耕作が困難になった農家から取組主体が積極的に借受けることで、新たな荒廃農地の発生抑制に寄与している。

平成26年以降は、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して、谷津田の荒廃農地の解消を継続しており、現在は新里地区の水田に荒廃した圃場はほぼ無くなり、同様の課題を抱える周辺地域へ活動を拡大している。

3. 今後の課題・予定など

今後は、作付け品種の更なる品質向上に努め、畜産農家へ良質なWCS用稲の供給に重点を置く。

そのためには、圃場はもとより圃場周辺まで丁寧な管理が求められるため、自然な流れで景観整備や地域の荒廃農地の発生抑制及び再発生の防止に繋げていく。

4. 活用した補助事業等

(県)耕作放棄地リフレッシュ活用支援事業

(補助内容： H20～21年度、3.76ha、農地再生利用活動(障害物除去、深耕、整地等))

(国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容： H26～28年度、2.86ha、再生作業)

(補助内容： H26年度、1.61ha、施設等補完整備)



再生前



再生後



WCS用稲作付け

～地域農業を守るための荒廃農地の再生利用・6次産業化への取組～

山梨県北杜市

中間農業地域

取組主体:農事組合法人玉浅(ぎよくせん)

取組開始時期:平成28年度

解消面積:1.4ha(平成29年3月時点)

導入作物:大豆

1. 取組のきっかけ・経緯



当市は、八ヶ岳・南アルプスなどの日本百名山に囲まれ、清らかで豊富な水資源に恵まれた地域である。

一方、当地区は、山間に位置し狭隘な棚田にて小規模経営による水稻の作付けが長年行われてきたが、近年は集落内の農家の高齢化が進み、加えて後継者不在により遊休化する農地が増加している。

今後、更なる遊休化が進むことに危機感を覚えた集落内の農家らが発起し、農地の効率的かつ継続的な利用を進めるために、平成24年度に農事組合法人を設立した。

また、作付品目を従前の水稻から大豆に転換し、生産した大豆を原料とした豆腐の製造及び直売所等での販売を行い、生産性の高い農業を目指すことや、地域の活性化に繋げていくことを目標とした。

2. 取組内容

取組主体は、地区内の農地情報の把握に努め、既に遊休化している農地や今後利用する見込みがなく遊休化が懸念される農地などの状況を確認した。

これらの農地の状況を踏まえ、取組主体は、効率的な利用を図るため、平成28年12月に人・農地プランを作成するとともに、関係機関と連携して、地区内農地の約22%(4.93ha)について、農地中間管理事業により集積した。

また、集積予定地の山際には既に遊休化している農地があったため、機構借受農地整備事業により条件整備を行うことで約1.4haが解消され、その後、取組主体へ貸付がされた。

3. 今後の課題・予定など

今後も、耕作されない農地が発生した場合は、関係機関と連携して、取組主体が集積することで荒廃農地となることを未然に防ぐ予定である。

4. 活用した補助事業等

(県)機構借受農地整備事業

(補助内容: H28年度、1.4ha、刈払・転石除去・除根・整地)

○ 農地中間管理事業(転貸面積:7.89ha、うち荒廃農地解消:1.4ha)



再生前



再生後

～法人の経営安定化に向けた荒廃農地の再生利用・地域活性化～

山梨県身延町

中間農業地域

取組主体:株式会社川口建設

取組開始時期:平成22年度～

解消面積:1.3ha(平成29年6月時点)

導入作物:大豆、水稲、小麦

1. 取組のきっかけ・経緯

当町は、山梨県の南部に位置し、中央を北から南に日本三大急流の一つである富士川が流れ、川を挟んで東西それぞれに急峻な山岳地帯が連なっている地域であり、農業者の高齢化や後継者不足等が課題となっている。

取組主体は、本業である土木工事の受注量が減少傾向にあることから、企業の存続と従業員の雇用維持のために新たな事業展開の必要性を感じていたところ、峡南農務事務所から荒廃農地の再生利用をきっかけとした農業参入の提案を受けた。

取組主体としては、工事用の重機や公共事業で培ってきたスキル等を農業でも活かすことができること、本業と農業の繁忙期が重ならないこと、地域に貢献できること、などの理由から農業への参入を決意した。



2. 取組内容

担い手不足等の理由から荒廃農地となった農地を町から紹介を受け、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等を活用して約1.3haの荒廃農地を再生利用した。

再生作業にあたり、本業の土木業の作業機械やこれまで培ってきたスキルを活かしながら作業を行うことができた。

再生した農地に地元の特産品である「あけぼの大豆」を作付けし、その後、米や麦の栽培にも手を広げながら農業経営を行っている。

3. 今後の課題・予定など

今後の課題としては、虫食いさや・1粒さやなどの商品価値がない枝豆が多いため、安定的な高品質の枝豆が栽培できるような栽培技術の向上が挙げられる。

また、地域資源である「あけぼの大豆」を使った加工商品の開発や販路を確保していきながら、地域全体を盛り上げていきたいと考えている。

4. 活用した補助事業等

(国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容: H22～H23年度、1.1ha、土壌改良、再生作業、営農定着)

(県)企業の農業経営推進支援モデル事業(補助内容: H26年度、0.17ha、除草・客土・暗渠)



再生前



再生後



再生農地で栽培する「あけぼの大豆」

～JAのノウハウを活かした地域活性化に向けた取組～

長野県上田市

中間農業地域

取組主体: 有限会社信州うえだファーム

取組開始時期: 平成21年～

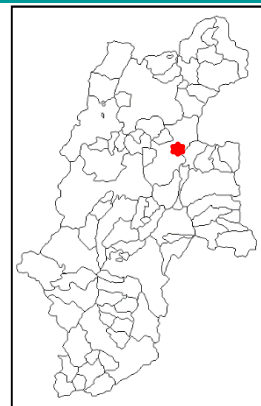
解消面積: 10ha(平成27年時点)

導入作物: ワイン用ぶどう、リンゴ、野菜

1. 取組のきっかけ・経緯

農家の経営面積の減少や荒廃農地の増大により、地域農業の衰退、JAの事業への影響が危惧される中、JA自らが地域農業を守る担い手としての役割を果たすため、平成12年にJA信州うえだの子会社として法人を設立した。

地域農業の中に、JAによる農業経営を位置づけ、農業振興及び地域の活性化に貢献する取組を進めている。



2. 取組内容

(1) 荒廃農地の再生・利用事業

再生後の農地で学校給食用野菜を栽培し、教育委員会及び学校給食センターと連携を図り、学校給食における地元の農産物使用割合を高めている。

荒廃果樹園においては、優良品種や新たな栽培方式の導入により、競争力の高い果樹産地を形成するとともに、新規就農者の育成や樹園地リース事業と連動を図り、新たな担い手へ農地中間管理事業などを活用して確実に継承を行っている。

2～3ha規模のワイン用ぶどうの生産団地を造成し、新規就農者及び新規参入者の育成や支援を行っている。

(2) 荒廃農地の発生抑制の取組

果樹園地においては、樹園地継承事業と連動を図り、借り手のいない樹園地のリリーフ的に借受けや継承者が見つかるまでの間の栽培管理を行うことで荒廃化を未然に防止している。

3. 今後の課題・予定など

市町村、農業委員会、JAが広く連携して、地域の土地利用の状況を把握し、農地相談や集落懇談会などを通じた農地の有効活用の相談や支援、農地中間管理事業等の活用による中核的担い手農家の規模拡大等、地域が一体となった取組に発展させていきたい。

4. 活用した補助事業等

- (国) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、(国) ふるさと雇用再生特別事業、
- (市) 上田市遊休荒廃農地活性化対策事業、(市) 東御市荒廃農地復旧対策事業
- 農地中間管理事業 ほか



再生前



再生後の畑



樹園地でのりんご新しい化栽培

～耕作放棄茶園の再生を通じて中山間地茶業の発展に貢献～

静岡県島田市

山間農業地域

取組主体:株式会社いくみ村

取組開始時期:平成19年～

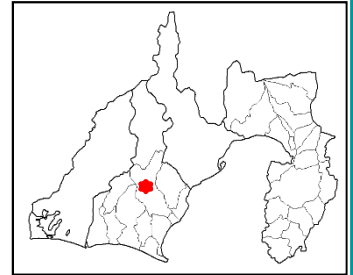
解消面積:3ha(平成28年12月時点)

導入作物:茶

1. 取組のきっかけ・経緯

取組主体の株式会社いくみ村は、平成19年に設立され、中山間地を主体に茶12.5haを栽培している農地所有適格法人である。

設立当初は、刈取時期が遅く、作業効率の悪い傾斜地の茶園が多かったため、収穫時期が早い地域の平坦な耕作放棄された茶園や農地を積極的に借り入れ、平成23年度以降、合計3haの耕作放棄茶園を再生利用した。



2. 取組内容

市及び農業委員会と連携し、耕作放棄茶園3haの再生利用に加え、高齢化により離農し、管理者不在となった茶園や、茶工場閉鎖により受け手のなくなった茶園など3haの管理を引き受けることで耕作放棄地の発生を防止した。

再生作業にあたり、ハンマーナイフモアを使った新たな耕作放棄茶園の再生工法に取り組み、工法の普及に貢献した。

緑茶のほかに、紅茶・ウーロン茶、さくら葉茶、ゆず茶等の商品化を進め、再生した農地では原材料となる桜、柚子も栽培している。

3. 今後の課題・予定など

再生農地の一部は、茶園に敷く草(茶草)を刈るために利用し、「静岡の茶草場農法(世界農業遺産)」を実践することで、地域の茶のブランド化を進めている。

また、再生茶園の一部では、機能性成分を含む茶品種を栽培し、静岡県立大学や化粧品メーカーと連携して新商品の開発を進めている。

4. 活用した補助事業等

(国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容: H24～H25年度、0.47ha、再生作業、土壌改良)

(県)耕作放棄地緊急解消促進事業

(補助内容: H24年度、0.47ha、再生作業)

(市)耕作放棄地緊急対策事業

(補助内容: H24年度、0.47ha、再生作業)



再生前



再生後

～地元ブランドの確立に向けた農商工連携への挑戦～

群馬県みどり市

中間農業地域

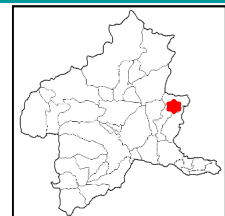
取組主体：みどり市耕作放棄地対策検討会

取組開始時期：平成27年～

解消面積：0.4ha(平成28年9月時点)

導入作物：酒造米

1. 取組のきっかけ・経緯



当市は、群馬県の東部に位置し、中部から南部にかけて広がる平坦地では、トマト、なす等の施設園芸が盛んであるが、中山間地では、近年、農業者の高齢化や後継者不足、鳥獣被害による営農意欲の低下等の問題により、農地が有効活用されず荒廃農地が増加している。

このため、市、農業委員会、JA、群馬県桐生地区農業指導センターを中心に「みどり市耕作放棄地対策検討会」を平成27年度に設立し、荒廃農地の発生防止と鳥獣被害対策に向けた取組を実施することとした。

2. 取組内容

取組主体は、市内でも農業経営の厳しい立地条件にある浅原地区、塩原地区、上神梅地区を重点支援モデル地区と位置づけ、そばや鳥獣被害を受けにくいフキ・タラノメを荒廃農地の解消作物として推進することで、荒廃農地の発生防止に努めている。

浅原地区及び塩原地区では、荒廃農地の発生要因である農作物の価格低迷や収益の上がる作物がないといった農業経営条件の改善のため、平成28年度から価格の安定している酒造米の試験ほ場として荒廃農地を有効活用し、群馬県産の酒造好適米「舞風」の栽培を開始した。

また、群馬県桐生地区農業指導センターが中心となって、地元の酒造会社と連携し、みどり市発の地酒製造に結びついた。

3. 今後の課題・予定など

浅原地区及び塩原地区の荒廃農地の発生防止や継続的に良質な商品を生産・供給できるよう、酒造米ほ場の拡大や栽培品種を検討していく。

また、酒造米は食用に適してないため、酒造製造で発生するふるい下米や規格外米の活用方法が課題であり、味噌・菓子類などでの活用を検討中である。

4. 活用した補助事業

該当なし



再生前



再生後

～農地中間管理事業とは場整備事業をきっかけとした農地再生～

埼玉県羽生市

平地農業地域

取組主体:羽生市

取組開始時期:平成26年～

解消面積:2.3ha(平成30年3月末時点)

導入作物:水稲

1. 取組のきっかけ・経緯

当市は、埼玉県北東部に位置し、北部の県境には利根川が隣接し、市の中心部は商工業の市街地となっているが、周囲は農業地帯で肥沃な田園に恵まれている。

一方で、発戸地区は、明治から大正にかけて耕地整理を実施したのみで区画が狭く、用排水路が未整備の地区で、担い手不足等によって荒廃農地が年々増加しており、田園風景を維持するためには、将来に亘っていかに農地を守るかが課題であった。



2. 取組内容

当市は 農地を守る課題を解消すべく、農地中間管理事業と連携したほ場整備事業を進め、市の遊休農地解消対策事業を活用して、区域内の荒廃農地約2haを解消した。

長年ヨシ等が繁茂し、荒廃農地の状態であった水田を重機を用いて伐採作業を実施し、解消後は、農地中間管理機構が農業参入法人のイオンアグリ創造株式会社に管理を委託している。

3. 今後の課題・予定など

現在、解消地を含めた地区で、ほ場整備事業を実施中であるが、工事完了後は、区画を拡大した上で農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積・集約化を図ることとしている。

解消地については、工事後もヨシ等が生えてくるため、従前どおりに耕作できる状態まで、数年をかけて繰り返し抜根等の作業が必要となる。

4. 活用した補助事業等

(国)埼玉型ほ場整備事業(農業基盤整備促進事業・農地耕作条件改善事業)

(補助内容: H27～30年度、約43ha、区画整理)

(市)遊休農地解消対策事業

(補助内容: H27年度、約2.3ha(解消面積)、再生作業)

○ 農地中間管理事業(転貸面積:41.4ha、うち荒廃農地解消:2.3ha)



再生前



再生後

～世代間交流を通じた干しいも栽培・加工を生きがいに～

埼玉県皆野町

都市的地域・中間農業地域

取組主体：
公益社団法人皆野町シルバー人材センター

取組開始時期：平成26年～

解消面積：1.37ha(平成29年7月時点)

導入作物：さつまいも

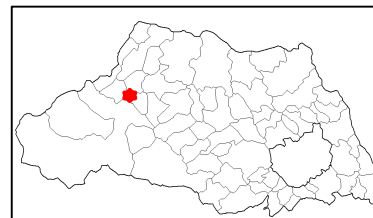
1. 取組のきっかけ・経緯

当町は中山間地域に位置し、特に農業従事者の高齢化や後継者不足が著しく、農産物の栽培面積・生産量ともに大きく減少している。

また、荒廃農地が年々増大しており、解消に向けた取組が急務となっていた。

取組主体は、平成18年に設立された構成員数212人の公益社団法人である。

平成26年度に、構成員32名が中心となり、農との共生田園都市豊かな暮らし満喫事業等を活用して、かつて地域の基幹作物であったさつまいもの栽培や切り干しいもの加工に取り組んだ。



2. 取組内容

取組主体は、平成26年度から農業委員会の協力のもとで、荒廃農地等を再生利用してさつまいも栽培に取組み、平成28年5月に1.27haの利用権を設定した。

取組当初から地元の幼稚園児を対象に、さつまいもの作付け・収穫体験を始め、地域の高齢者等を交えた「焼き芋大会」を開催して世代間の交流を図るなど、地域の活性化・高齢者等の生きがい発揮に貢献している。

また、さつまいもの加工事業にも取り組み、農閑期の農家等の所得増進を目的に「切り干し芋」の地域ブランド化を図っている。

このような取組を受け、農業委員会では荒廃農地を有する農家等に対して、取組主体へ耕うん作業委託やさつまいもを自ら栽培することを推進し、農地の有効活用を進めている。

3. 今後の課題・予定など

地域活性化のため、「さつまいも(紅はるか)」を当町の特産品と位置づけ、料理や加工品の開発とその生産拡大を意識しつつ、「切り干し芋」のブランド化を目指し、町おこしの一翼を担う。

4. 活用した補助事業

(県)農との共生田園都市豊かな暮らし満喫事業

(補助内容：H26～H28年度、施設等整備費、機械器具等購入費等)

(県)シルバー人材センター先進事業

(補助内容：H28年度、機械器具等購入費、報償費等)

(町)切り干し芋作り事業

(補助内容：H26～H27年度、施設等整備費、機械器具等購入費等)



再生前



再生後

～市民の力を借りた耕作放棄地の解消と余暇の充実～

神奈川県茅ヶ崎市

都市的地域

取組主体: 茅ヶ崎市、茅ヶ崎市民ボランティア

取組開始時期: 平成21年7月～

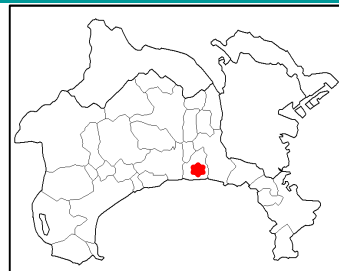
解消面積: 0.38ha(平成29年4月時点)

導入作物: 露地野菜等(市民農園)

1. 取組のきっかけ・経緯

当市は、農業従事者の高齢化及び後継者不足などの理由で耕作放棄地が増加している一方で、市民の農業への関心・需要は高まっており、農地を借りて農業をやりたいといった志向を持っている市民の方々が増加している。

しかし、一般市民の農地取得は難しいため、地権者と市民のニーズを満たすような新たなシステムとして、平成21年度から「耕作放棄地解消ボランティア制度」を設立し、市民の力を借りた耕作放棄地の解消と、解消した農地に市民農園を開設して市民の方々が利用する取組を実施している。



2. 取組内容

雑草等が生えてしまった農地を再生利用しながら健康づくりを図りたいと考える方々を「耕作放棄地解消ボランティア」として登録し、耕作放棄地所有者と農地の再生利用の手伝いを通じて、健康増進等の余暇の充実を図っている。

また、再生利用した農地については、規模拡大を希望される新規就農者等への貸出し、市民農園の開設等の検討を促し、農地の有効活用や耕作放棄地の発生抑制についても、フォローを実施している。

3. 今後の課題・予定など

当市のボランティア制度は、重機等を用いた取組はできないため、人力で復旧が不可能なほど荒れ荒廃農地や広大な面積の耕作放棄地は再生利用はできない。

また、制度設立から7年が経過し、ボランティア登録者も登録時と現在の状況が変化し、登録者数こそ十分な人数を確保しているが、実際の再生作業参加者は年々減少している状況である。

4. 活用した補助事業等

(市)耕作放棄地解消ボランティア制度

(補助内容: H21年度～、0.38ha、耕作放棄地の再生、農地保全管理)



再生前



再生後

～地域の夢を農地再生に託して～

長野県安曇野市

平地農業地域

取組主体: 明科地域の農業を守る会

取組開始時期: 平成25年～

解消面積: 7.07ha(平成28年時点)

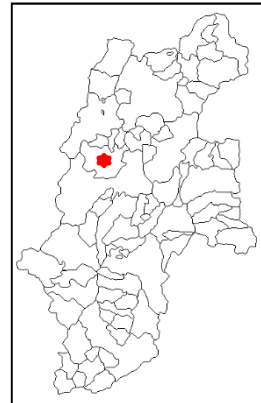
導入作物: ワイン用ぶどう

1. 取組のきっかけ・経緯

かつて地域を支えた桑園が荒廃するなど、市内の荒廃農地の6割が集中する明科地域において、地域の農業委員が中心となり、平成25年から荒廃農地再生事業への具体的な取組を開始した。

事業を推進するための取組主体は、農業委員、認定農業者や農家組合の代表、JAなどの関係者で構成され、地域の大きな課題である荒廃農地の解消及び地域農業の再生・活性化を目的としている。

取組主体の役割は、地権者と耕作希望者との調整、荒廃農地再生作業、耕作希望者の選定及び再生後の農地を耕作希望者へ受渡しすることである。



2. 取組内容

平成25年度から、モデル事業として再生作業を開始し、当初は農業委員中心の活動であったが、しだいに地域の住民、農業高校の生徒などの多くの方の協力を得られるようになった。

荒廃農地の再生面積は、平成25年度0.66ha、平成26年度2.57ha、平成27年度1.71ha、平成28年度2.13haと合計約7ha。

再生後の農地は、入植を希望する担い手を取組主体が公募し、現在は2名がワイン用ぶどうの生産を行っており、平成28年度末までに5,400本のワイン用ぶどう苗が定植され産地形成に向けた取組が進んでいる。

3. 今後の課題・予定など

引き続き、隣接する荒廃農地を順次再生する計画であるが、鳥獣害対策も大きな課題であり、併せて鳥獣被害防止総合支援事業を活用した防護柵の整備を計画している。

また、今後もワイン用ぶどうの増産を進め、近隣市町と連携し、安曇野ブランドを活かした「広域ワイン特区」を含めた6次産業化の取組も計画している。

4. 活用した補助事業等

(国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容: H25～28年度、7.07ha、再生作業、土壌改良、営農定着、施設等補完整備(果樹棚整備、暗渠排水整備))



再生前



再生作業中



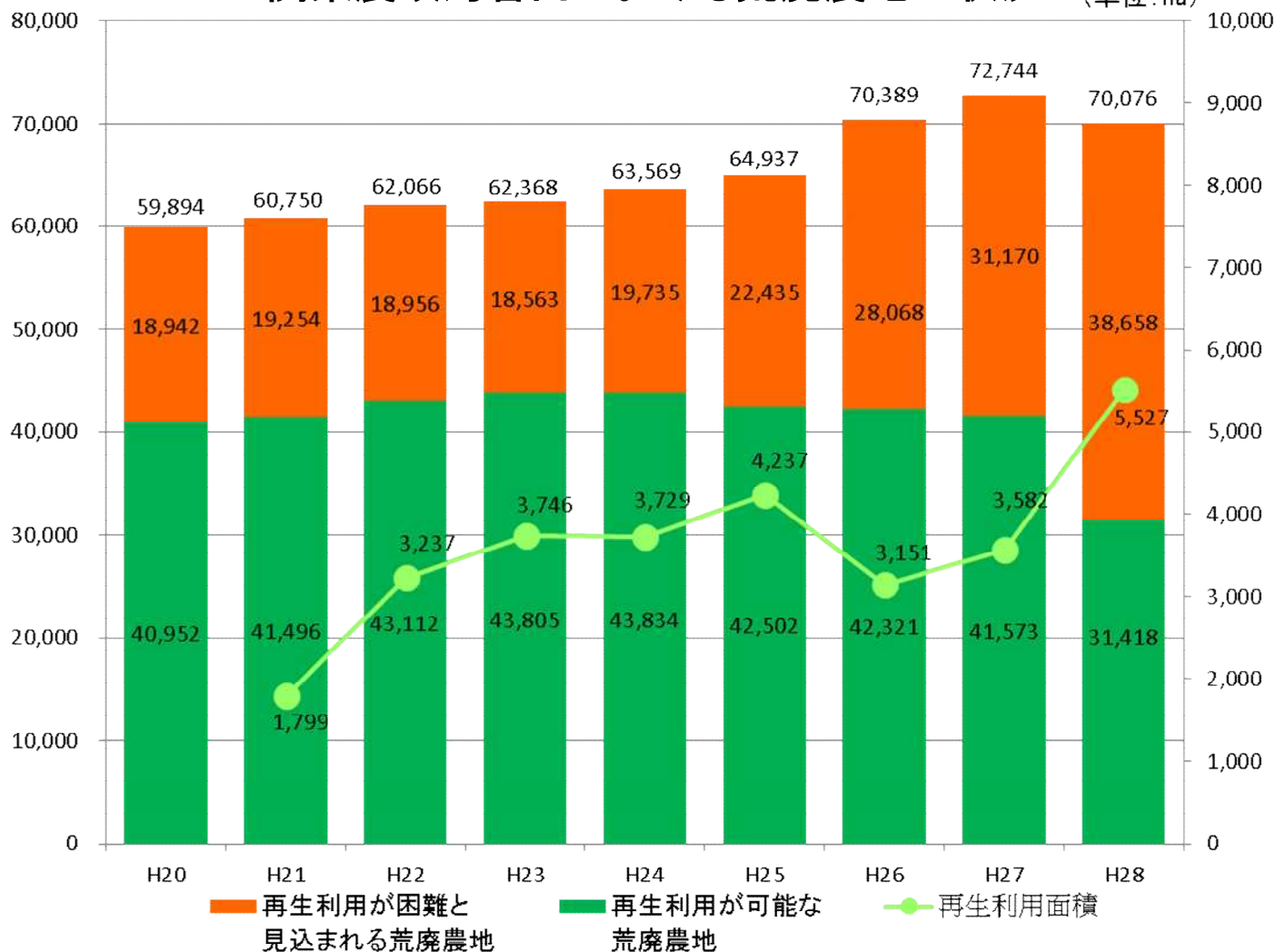
大勢の参加により行われた



再生後のワイン用ぶどう畑

関東農政局管内における荒廃農地の状況

(単位: ha)



平成28年各都県の荒廃農地の状況(暫定値)

(単位: ha)

都県名	荒廃農地面積計		再生利用が可能な荒廃農地		再生利用が困難と見込まれる荒廃農地		再生利用された面積	
	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	
茨城	10,484	4,337	6,840	2,943	3,644	1,394	1,092	445
栃木	2,348	960	1,546	685	802	275	296	168
群馬	8,027	4,072	2,986	2,038	5,041	2,033	605	463
埼玉	3,673	1,912	2,360	1,443	1,313	469	532	314
千葉	11,733	4,259	5,591	2,707	6,142	1,552	833	412
東京	2,765	984	342	190	2,423	794	156	95
神奈川	1,291	556	698	317	594	239	166	86
山梨	6,786	3,671	2,361	1,602	4,425	2,069	286	201
長野	17,149	8,916	4,981	3,138	12,168	5,779	991	686
静岡	5,819	3,508	3,713	2,434	2,106	1,075	569	379
関東計	70,076	33,176	31,418	17,497	38,658	15,679	5,527	3,248

注:1 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

注:2 「荒廃農地」とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。

注:3 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となるよう見込まれる荒廃農地」。

注:4 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 意向どおり取組を行わない場合、農業委員会は、農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に都道府県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置。
- 所有者が分からない遊休農地(共有地の場合は過半の持分を有する者が確知することができない場合)については、公示手続で対応。

制度の概要

毎年1回、農地の利用状況を調査 遊休農地

- 1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない
- 周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている

耕作者不在となる おそれのある農地

- 耕作者の相続等を契機に適正な管理が困難となることが見込まれる

利用意向調査

農地所有者等に対して、

- ① 自ら耕作するか
- ② 農地中間管理事業を利用するか
- ③ 誰かに貸し付けるか

等の意向を調査

所有者等を確知できない旨を公示

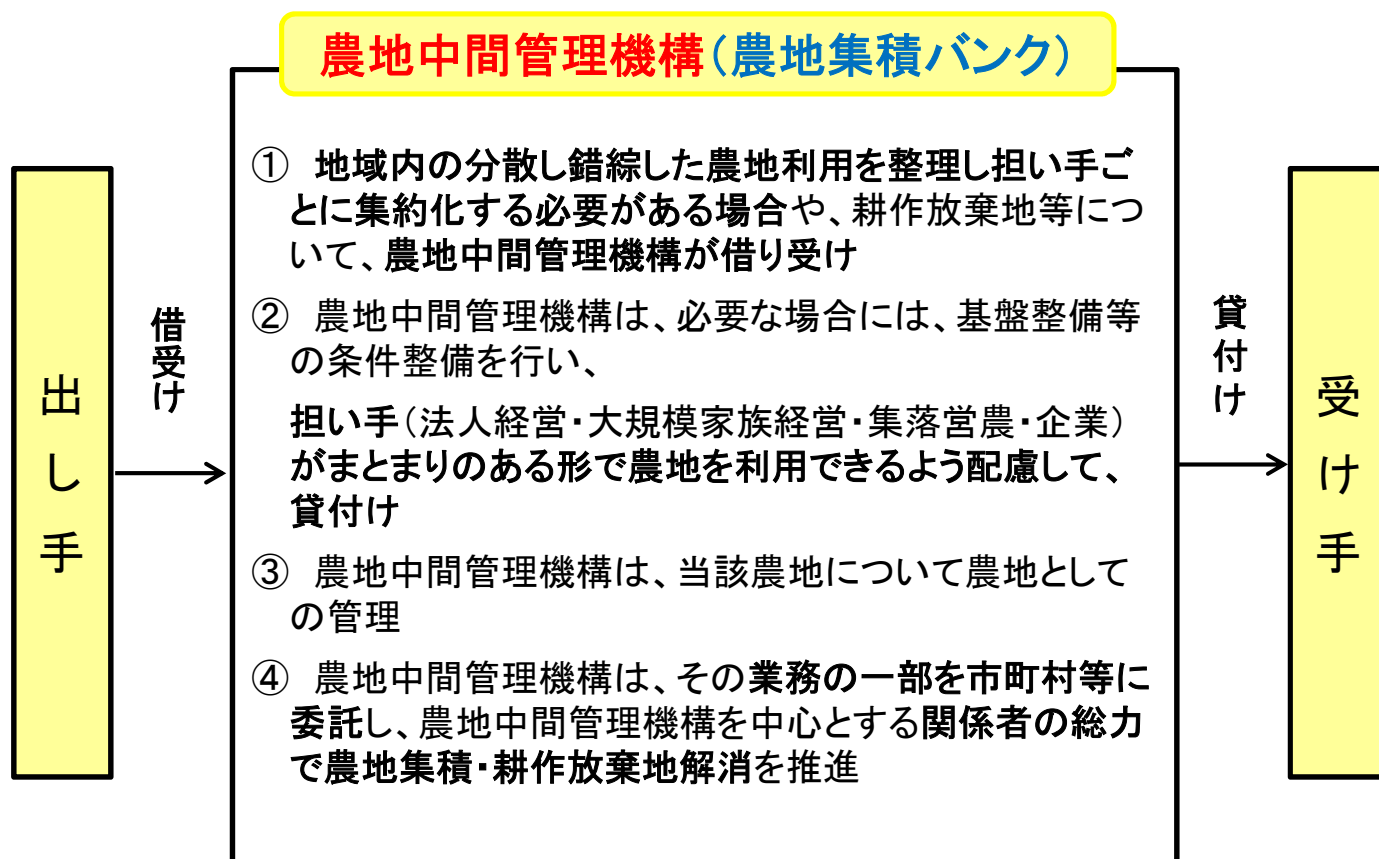
農地中間管理機構との協議の勧告

意向表明どおり

- 権利の設定・移転を行わない
- 利用の増進を図っていない

都道府県知事の裁定

1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進)



2. 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続きの大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。

荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成30年度予算概算決定額：160（231）百万円】

- 農業者、農業者が組織する団体等が、荒廃農地等を引き受けて営農を再開するために、再生作業、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

【対象者】

- 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体

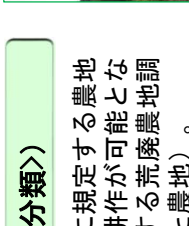
※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

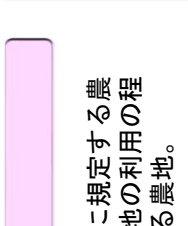
1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）

- ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。

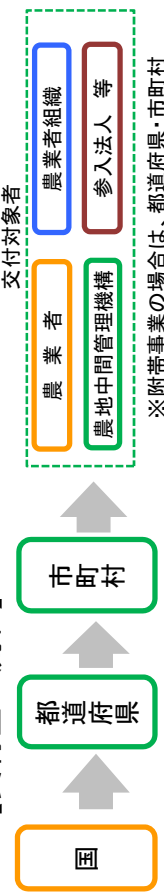


2号遊休農地

- ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。



【交付金の流れ】



【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。
- 交付率：定額（1/2相当（再生利用活動5万円/10a、発生防止活動2万円/10a等））
1/2、55/100等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）
- 事業実施期間：3年間を上限（チャレンジ支援枠の場合4年間を上限 [拡充]）

【主な支援内容】

発生防止・再生利用等への支援

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）への支援

再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。



施設等の整備

- ・ 再生農地の暗さよ・農道等の基盤整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業用機械・施設、農業体験施設の整備。



2号遊休農地への支援

発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。

施設等の整備

- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。



※ 中山間地農業ルネサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となって行う場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて、これらが行う再生利用活動を総合的に支援。[拡充]

・ 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

連携事業

- ・ 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組み際に牧柵等を整備。

- ・ 2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹柵等を整備。

※1 「肉用牛・酪農基盤強化対策事業（放牧活用型）」（生産局所管）
 ※2 「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）



農地耕作条件改善事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて一括支援。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

- 定額助成
 - ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等（※1）
 - ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援 等
- （※1）定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当
- 定率助成
 - ・ 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成 等
 - ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 等

《農地集積推進型（新規）》最大5年（ハードは最大3年）

- 事業規模・農地集積・集団化等を実施要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を支援。**
- ① **機動的な基盤整備**：《地域内農地集積型》の定率助成と同様（但し、単独実施は、面的整備（区画整理、農地造成、暗渠排水）のみ可能）
 - ② **集積推進費**：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%等、国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担）

【農地集積推進型の実施要件】

- 面的整備の場合、事業対象農地は、1ha（中山間等は0.5ha）以上の連片した農地であること
- 総事業費が1,000万円以上の都道府県営事業であること
- 目標年度（事業完了後3年）までに、①担い手への農地集積率が概ね50%以上向上し、事業対象農地の全てが集積され、また、②担い手への農地集団化率が向上し、概ね8割以上となること

2. 実施要件（共通）

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

- 定額助成（※2）
 - ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入（タマネギの収穫）

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

- 定額助成（※2）
 - ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- 定率助成
 - ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

（※2）プランの作成や技術習得等に必要経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2者以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
- ・ 《農地集積推進型》は、**都道府県のみ**



これなら思い通りの農業ができるわ！

農地中間管理機構関連農地整備事業

- 農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けしないおそれ。一方、機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。
- このため、機構が借り入れしている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに実施する大区画化等の基盤整備を推進。

1. 事業内容

①農地整備

対象工種： 区画整理、農用地造成
附帯事業： 機構集積推進事業（推進費）等
【推進費は事業費の12.5%等（全額国費）】

②実施計画策定等

内容： 計画策定 等
【実施期間： 2年以内】

補助率： 定額、1 / 2等

2. 実施主体

都道府県 等

3. 主な実施要件

- ・ 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ・ 事業対象農地面積： 10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
（事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連理化した農地）
- ・ 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- ・ 事業対象農地の 8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化（機構の方針として設定）
- ・ 事業実施地域の 収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上 等

【転用防止措置】

- ・ 農用地区域からの除外は農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り可
- ・ 所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収することが可

※ 機構は、農地中間管理権を取得する際及び貸付けの相手方に転貸する際に本事業が行われ得る旨を説明

平成35年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

中山間地域等直接支払制度の概要

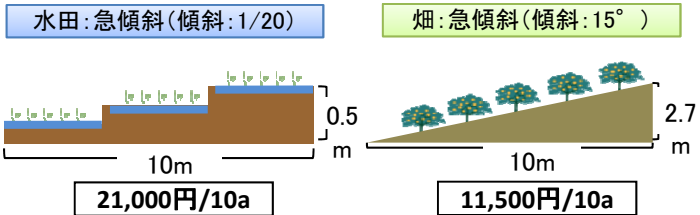
【平成30年度予算概算決定額 26,340 (26,300) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金
25,890 (25,800) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

- 【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）
 【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、当該協定に基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定等に基づく活動】

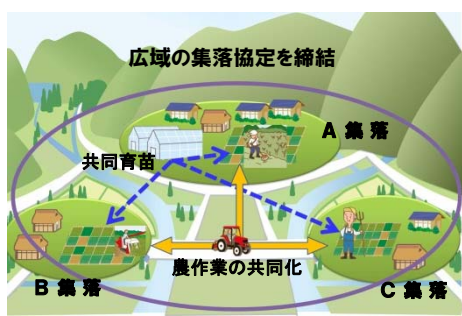
- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
 - ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）
- ・中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画を作成した地域においては、広域の集落協定が将来の農地利用について戦略を定めた場合、営農を中止した際の交付金返還を当該農地のみとする運用改善を平成31年度まで延長
 ※ 個別協定の場合は、農業生産活動等を継続するための活動 等

【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に支援

【集落連携・機能維持加算】

- ① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援
 複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援



【単価】
地目にかかわらず
3,000円/10a

- ② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援
 協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援

【単価】

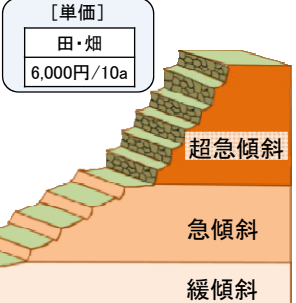
田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

【超急傾斜農地保管理加算】

超急傾斜地（田:1/10以上、畑:20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援
 ※ 平成29年度より、【集落協定等に基づく活動】の①のみで加算が受けられるよう要件を緩和



石積みのある超急傾斜地



【中山間地域等直接支払推進交付金】 250 (300) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

【中山間地農業ルネッサンス推進事業】（拡充）200 (200) 百万円

都道府県等による「中山間地農業ルネッサンス事業」に係る推進活動の支援について、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援

多面的機能支払制度の概要

【平成30年度予算概算決定額 48,401(48,251)百万円】

多面的機能支払交付金
46,801(46,751)百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

○ 農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織



農地法面の草刈り 水路の泥上げ ため池の草刈り 農道の路面維持

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織



水路のひび割れ補修 農道の窪みの補修 植栽活動 ため池の外来種駆除

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 地域資源の質的向上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2, 3 施設の長寿命化のための活動	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 地域資源の質的向上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2, 3 施設の長寿命化のための活動
田	3,000※5	2,400	4,400	2,300※5	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保安全管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：樹園地を含む

※5：事業計画期間中に田を畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は田の単価を適用

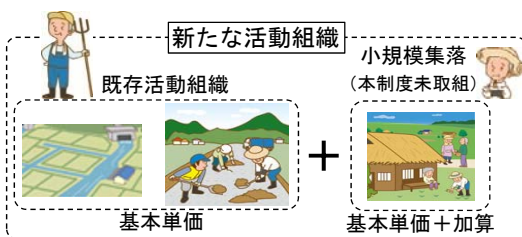
◎ 活動組織の広域化に向けた措置（拡充）

加算措置

既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援

農地維持支払に対する加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40



要件緩和

中山間地域等の条件不利地域において、広域活動組織の設立要件を緩和

（例）都府県の場合
農用地面積 100ha以上
↓
農用地面積 50ha以上
又は3集落以上

【多面的機能支払推進交付金】 1,600(1,500)百万円

- ・ 都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援
- ・ 広域活動組織の設立支援、交付金の効果や取組の実施状況に係る調査の実施（拡充）

鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成30年度予算概算決定額：10,350(9,500)百万円】
 (平成29年度補正予算：1,276百万円)

鳥獣被害防止対策支援事業

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。

ハード対策

○侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。
 なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

○処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【交付率】

都道府県へは定額

(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。
 その他、条件により、一部定額支援あり)



侵入防止柵



捕獲技術高度化施設

ソフト対策

○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による

地域ぐるみの被害防止活動

(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

○捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)

○捕獲活動経費の直接支援

・ジビエの処理加工施設へ搬入した場合：9千円/頭以内、搬入しない場合：7千円/頭以内(シカ、イノシシの成獣に限る)
 (ただし、放射性物質による出荷制限地域は現行どおり)
 ・クマ、サル、カモシカ、その他中型獣類、幼獣、鳥類は現行どおり

○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となる

コーディネーター育成等のための研修 等(※定額支援)

【事業実施主体】

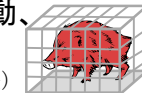
地域協議会、民間団体 等

【交付率】

都道府県へは定額

(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件により、一部定額支援あり)



捕獲機材の導入

ジビエ倍増モデル整備事業

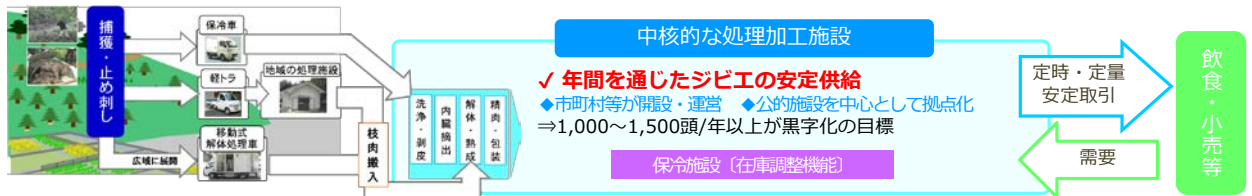
- ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区(処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保)を整備します。
- さらに、全国的な需要拡大のため、プロモーション等の取組を支援します。

【事業内容】

- 中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車(ジビエカー)、保冷車等の整備
- コンソーシアム※の運営 ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
- ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組(人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等)
- ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化(実証) 等への支援

【事業実施主体】民間団体

【交付率】事業費の1/2以内等、定額



シカによる森林被害緊急対策事業

【平成30年度予算概算決定額：166(150)百万円】

森林におけるシカ被害対策を推進するため、被害が深刻な地域等において広域かつ計画的な捕獲のモデル的な実施等を行うとともに、シカ捕獲等のノウハウを周辺地域へ普及します。

(1)シカ森林被害防止緊急対策

【事業内容】

シカによる森林被害が深刻な地域において林業関係者が主体となった捕獲等をモデル的に実施するほか、新たにシカの侵入が危惧される地域等で監視体制の強化等を図る。

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額



囲いわなによる捕獲



GPS首輪を用いた行動追跡

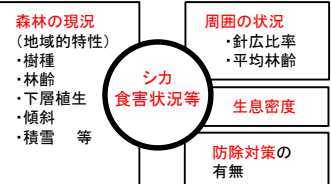
(2)シカ被害対策推進調査事業

【事業内容】

森林におけるシカ被害発生リスクについて調査分析を行うとともに、必要な対応の検討等を実施。

【委託先】民間団体 等

【委託費】



耕作放棄地対策に関する問い合わせ先

都県協議会名	問い合わせ窓口	電話番号
茨城県耕作放棄地対策協議会	茨城県農業会議	029-301-1236
栃木県耕作放棄地対策協議会	栃木県農業会議 栃木県農政部経営技術課	028-648-7270 028-623-2317
群馬県担い手育成総合支援協議会	群馬県農政部農業構造政策課	027-897-2771
埼玉県耕作放棄地対策協議会	埼玉県農業会議 埼玉県農林部農業ビジネス支援課	048-829-3481 048-830-4033
千葉県耕作放棄地対策協議会	千葉県農林水産部農地・農村振興課	043-223-2862
東京都担い手育成総合支援協議会	東京都農業会議	03-3370-7145
神奈川県耕作放棄地対策協議会	神奈川県環境農政局農政部農地課 利用調整グループ	045-210-1111 (内線:4436)
山梨県耕作放棄地対策協議会	山梨県農政部農村振興課	055-223-1597
長野県農業再生協議会	長野県農政部農村振興課	026-232-0111 (内線:3113)
静岡県農業再生協議会	静岡県農業会議 静岡県経済産業部農業ビジネス課	054-255-7934 054-221-3298

関東農政局

【当事例集に関すること】

農村振興部農村計画課 048-740-0484(直通)

【遊休農地対策に関すること】

経営・事業支援部農地政策推進課 048-740-0141(直通)

【農地中間管理機構に関すること】

経営・事業支援部農地政策推進課 048-740-0144(直通)

【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金及び荒廃農地等利活用促進交付金に関すること】

農村振興部農地整備課 048-740-0047(直通)

【農地耕作条件改善事業に関すること】

農村振興部農地整備課 048-740-0047(直通)

【農地中間管理機構関連農地整備事業に関すること】

農村振興部農地整備課 048-740-0047(直通)

【中山間地域等直接支払制度に関すること】

農村振興部農村計画課 048-740-0486(直通)

【多面的機能支払に関すること】

農村振興部農地整備課 048-740-0049(直通)

【鳥獣被害防止総合対策交付金に関すること】

農村振興部農村環境課 048-740-0511(直通)

【所在地】 〒330-9722

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

【表紙写真】—明科地域の農業を守る会(長野県安曇野市)—